

## 結婚・離婚・生まれる・死ぬ

結婚・離婚・子どもが生まれたとき、死んだときには、市役所で手続きが必要です。  
市役所で手続きをしたという証明書が必要なときは、手続きした市役所からもらって  
ください。

### ◆婚姻届（結婚するとき）

日本で婚姻(法律的な結婚)をするときに必要なもの。

※外国で結婚したときや国によっては、必要なものが違うときもあります。市役所に聞いて  
ください。

#### ① 婚姻要件具備証明書

これから結婚する外国人が自分の国で結婚していないと書いてあるもの。  
自分の国・市、日本にある大使館・領事館などからもらいます。



#### ② 国籍が証明できるもの(パスポートなど)

#### ③ ①と②を日本語で書いたもの

①、②が日本語以外で書いてあるときは、日本語で書いたものがが必要です。日本語で書  
いた紙の最後に、日本語で書いた人の住所と名前を書いてください。

#### ④ 婚姻届出書(18歳以上の2人の証人※の名前が必要です。)

※証人..結婚を証明する人

### ◆離婚届（離婚するとき）

日本に住んでいる外国人と日本人の夫婦は、日本の法律で離婚できます。

夫婦2人とも外国人の夫婦は、日本の法律で離婚できるときと

できないときがあります。



### ◆出生届（子どもが生まれたとき）

日本で子どもが生まれたときは、14日以内に市役所で手続きしてください。

親が2人とも外国人のときでも必要です。

子どもが生まれたとき、親のどちらかが日本の国籍を持っていたら、子どもも日本の国籍に  
なります。子どもの在留資格などの詳しいことは福岡出入国在留管理局(特別永住者は市  
役所)に聞いてください。



### ◆死亡届（死んだとき）

日本で死んだときは、7日以内に市役所で手続きしてください。外国人も日本の市役所で  
手続きしてください。誰が手続きするかは、市役所に聞いてください。



結婚・離婚・生まれる・死ぬ などに 関する 問い合わせ

大宰府市役所 市民課 TEL:092-921-2121 E-mail: shimin@city.dazaifu.lg.jp